IFRS news

共同支配企業か？共同支配事業か？

September 2012

共同支配の取決めの会計処理を考える場合、論点は1つだけです。それは、取決めが共同支配企業なのか共同支配事業なのかという論点です。本稿では、PwCのAkhil Kapadiyaがこの評価に関するいくつかのガイダンスを提供します。

IAS第31号では、共同の活動についての分類が論点となったり、深く議論されたりすることは稀でした。法人格を伴わない活動は共同支配の事業または共同支配の資産とされ、それらの会計処理は同一でした。法人格を伴うものはすべて「共同支配企業」であり、比例連結の会計処理か、持分法の会計処理を経営者が選択適用することが可能でした。このため、共同支配の取決めの分類に対するプレッシャーはほとんどありませんでした。

IFRS第11号では、それらすべてが変更されました。会計方針の選択はなくなり、会計処理および表示は共同支配の取決めの分類に基づき決定されます。この分類の決定は、ほとんどの場合には単純なものとなりますが、経営者が深く分析を行い判断することが必要となる場合もあるでしょう。

IFRS第11号に基づく分類は、共同支配の取決めの法的形態ではなく、取決めから生じる当事者の権利と義務により決定します。共同支配の取決めは2種類のみ、会計処理も2種類のみとなります。すなわち、持分法で会計処理を行う共同支配企業と、直接、資産および負債の会計処理を行う共同支配事業の2種類です。

IAS第31号で、共同支配の営業活動または共同支配の資産に分類されたほとんどの取決めは、IFRS第11号では、共同支配事業に分類されるでしょう。分類に関する主な変更は、法人の形態で組成された共同支配の取決めに関するものです。共同支配の取決めが法人の形態で行われ、取決めの当事者と当該取決めとの間に分離を生じさせている場合には、IFRS第11号では共同支配企業に分類される可能性が高いと考えられます。ただし、必ずしもそうなるとは限らず、法人の形態で組成された共同支配の取決めが、当事者間の契約上の取決め、または他の関連する事実および状況により、共同支配事業に分類される場合もあるでしょう。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

4段階のプロセス

共同支配の取決めの分類の決定は、以下の4ステップのプロセスに整理することができます。

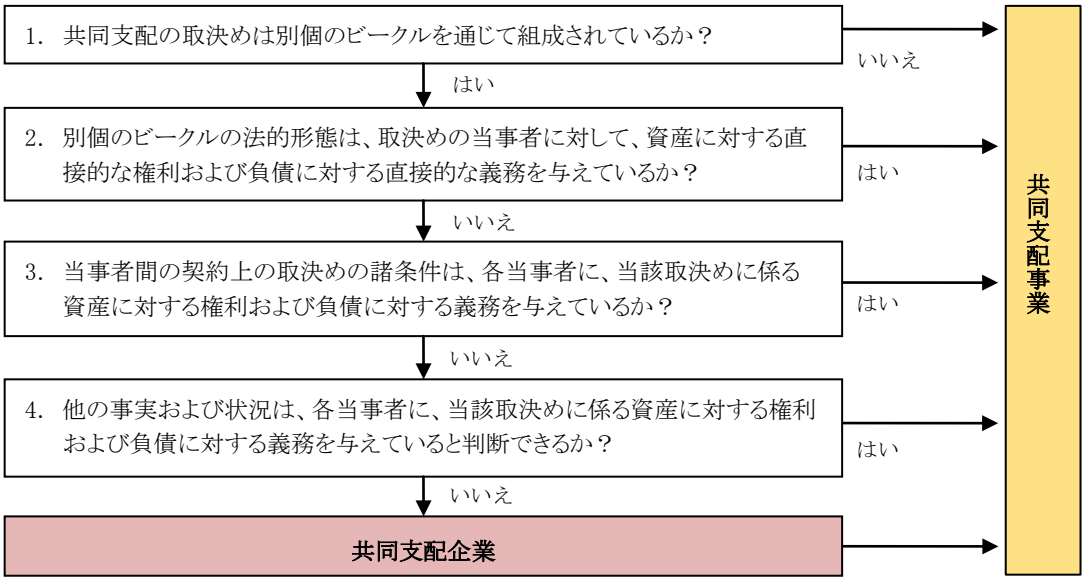

本稿では、ステップ 3 およびステップ 4 に焦点を当てます。

ステップ3 －契約上の取決めの検討

契約条件の中で当事者が合意した権利と義務は、通常、別個のビークルの法的形態が当事者に与える権利と義務と一致します。しかし、取決めの当事者が、たとえば、税法または規制の要求事項に対応する特定の法的形態を選択し、そのうえで、その法的形態を修正する契約上の取決めを結ぶ可能性があります。当該契約条件により、当事者が資産に対する権利および負債に対する義務を与えられる場合、その取決めは共同支配事業となります。

この権利と義務に関する評価は、権利と義務が「通常の事業の過程」(IFRS第11号B14項)にあるものとして実施する必要があります。清算や破産など、「通常の事業の過程」以外の状況で生じる法的な権利と義務には、関連性はほとんどありません。

当事者による保証

共同支配の取決めの当事者が当該取決めに代わって第三者に対して保証を提供する場合があります。当事者による保証やコミットメントの提供は分類を判断する決定的な要素にはなりませんが、当該取決めの債務に対して資金を提供する当事者の意思を示すものとなる可能性があります。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

ステップ4 ー「他の事実および状況」の考慮

「他の事実および状況」の評価には、取決めの目的および設計、当事者との関係、キャッシュ・フローの源泉の考慮が含まれます。主として当事者への産出物の提供を目的として設計された取決めは、当事者の目的が当該取決めの資産に対する直接的なアクセスの確保であることを示す場合があります。この場合、当事者は、おそらく共同支配の取決めのすべての産出物の購入または取得を義務付けられることになるでしょう。売買契約、取引量を予め定めた契約（off-take arrangement）、または資金拠出の要請（cash calls）により、当事者が共同支配の取決めにおける唯一のキャッシュ・フローの源泉であることを示す場合があります。

このような設計を伴う取決めは、当該取決めにより生じる負債が、実質上、当事者から受け取るキャッシュ・フローで充足される結果となり、共同支配事業であることを示します。

「他の事実および状況」の評価にあたって考慮すべき要素

下記の一部またはすべての特徴は、法人形態による共同支配の取決めを共同支配事業として分類すべき状況を示す可能性があります。

1. 共同支配の取決めにより第三者への産出物の販売を禁止される場合がある。
2. 当事者は産出物に対して妨げられることのないアクセスを有する。
3. 当事者が実質的にすべての産出物を購入する拘束力のある義務を負う可能性が高い。
4. 取決めの活動に関連する需要、在庫および信用リスクが当事者に移転し、取決め自体には残らない。
5. 産出物またはサービスの価格は、取決めが負担したコストを回収するように設定されており、多額の純利益の発生は予定されていない。
6. 取決めにおいて、無保証での第三者からの借入を実施する可能性はほとんどなく、また、当事者とのテイク・オア・ペイ契約を締結せずに第三者から借入を実施する可能性もほとんどない。

分類要件の適用

次の前提は、以下の表で検討している各シナリオに共通のものです。(a)共同支配が存在し、(b)当事者と共同支配の取決めとの間に分離を生じさせる法人があるという前提です。これらは、取決めが共同支配企業であることを示す最初の指標となりますが、この取決めの分類に、「他の事実および状況」がどのような影響を及ぼす可能性があるでしょうか。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

シナリオ	*分類*	*分析*
自動車用の座席を製造する取決めがなされている。この取決めの当事者はいずれも自動車の組立てと販売に従事しており、また、持分割合に応じて産出物を購入する義務がある。 自動車用の座席の販売価格は、当該取決めが損益均衡で操業できる水準に設定されている。 当該取決めでは、第三者への座席の販売を禁止している。	共同支配事業	この取決めの設計では、すべての産出物を各当事者に提供することになっています。操業を確実に継続できるかどうかは、それらの当事者のキャッシュ・フローに依存しています。各当事者は、取決めの資産から生じるほとんどすべての経済的便益を取得しています。
市場で容易に販売可能な商品（油など）を生産する共同支配の取決めがなされている。当事者は持分割合に応じて産出物を購入する義務があり、購入しない場合には、持分割合に応じた運営コストに関する資金の拠出を要請される可能性がある。	共同支配事業の可能性が高い	各当事者は持分割合に応じた産出物の購入義務、または共同の活動に関する運営資金の提供義務があります。この取決めでは、すべての産出物を各当事者に売却する義務があるため、商品が容易に販売可能であることの関連性は低くなります。
乾性ガスとガソリンを生産する取決めがなされている。 当事者の一方が乾性ガスを100%取得し、残りの一方がガソリンを100%取得する。この共同支配の取決めでは、第三者への販売を認めていない。双方の産出物の価格は、共同支配の取決めの運営コストをカバーするため、原材料費に加工マージンを加えて設定されている。 各当事者は、それぞれの事業で産出物を使用する。この取決めにおける残余の損益は、持分割合に応じて各当事者に配当として分配されるが、重要な金額ではない。	共同支配事業の可能性が高い	当事者は、コストの削減または供給品の確保を目的として、共同支配の取決めを行っている可能性があります。すべての製品を持分割合に応じて分担している必要はありません。 当該取決めのキャッシュ・フローは各当事者に依存しており、それらの当事者がすべての産出物を取得しています。これは、この取決めが共同支配事業である可能性を示す強い指標であるといえます。 ただし、結論付ける前に、すべての関連した事実および状況を考慮し、取決めの経済的実質を十分に理解する必要があります。
当事者は、共同支配の取決めの産出物を購入する優先買取権（a right of first refusal）を有するが、それらを取得する義務はない。 この取決めは3年前に設定された。 1年目：当事者がすべての産出物を持分の比率に応じて取得した。 2年目：第三者に産出物を売却した。 3年目：当事者が産出物を取得したが、持分とは異なる比率で取得した。	共同支配企業の可能性が高い	下記の要因は、この取決めが共同支配企業である可能性が高いことを示しています。 • 取決めには当事者に産出物を販売する義務がない。 • 第三者に産出物が販売されている。 このことから、当該取決めは、キャッシュ・フローに関して実質的に当事者には依存していないことが分かります。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

シナリオ	*分類*	*分析*
2人の当事者が製品の製造のための取決めを設定している。製品は、第三者に販売される。契約条件は次のとおりである。 (a) 取決めの収益から生じる現金収入総額は、毎月、持分割合に応じて当事者に送金される。 (b) 当事者は、資金拠出の要請(cash call)に基づき、コストの全額を持分割合に応じて補填することに同意している。	共同支配企業となる可能性が高い	この取決めの目的および設計は、当事者にすべての産出物を提供することではありません。 この取決めでは、第三者に産出物を販売し、自らキャッシュ・フローを生み出しています。 収益に関する収入総額の当事者への送金やコスト負担のための資金拠出の要請は、当事者が、当該取決めの資産に対する権利および負債に対する義務を有することを示すものではありません。それらは、単なる資金調達メカニズムであり、当事者が当該取決めの純利益に対して持分を有していることと変わりありません。
2人の当事者が共同支配の取決めを設定している。一方の当事者は、産出物の100%を市場価格で取得する。他方は、企業が創出した利益／損失の持分割合に応じた取得のみを行う。	判断が必要	分類を決定する前に、すべての事実および状況を考慮する必要があります。この取決めの背後にある経済的合理性を評価することで、取決めの目的および設計の指標が示される場合があります。 当事者の一方が実際に取決めを支配しているかどうか、または取決めにIFRIC第4号に基づくリース契約があるかどうかを評価する必要があります。 当該取決めは共同支配事業と共同支配企業のそれぞれの特徴の一部を有しているようにみえます。当該取決めは第三者への販売を行わず、継続的なキャッシュ・フローは当事者の一方に依存しています。しかし、他方の当事者は、一切の産出物を消費していません。

あらた監査法人
東京都中央区銀座8丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル（〒104-0061）
お問い合わせ: aaratapr@jp.pwc.com

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty（express or implied）is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2012 PwC. All rights reserved.
PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。